

I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
---	---

附 則（令和8年5月22日東経営第000200000846号）  
 （実施期日）

1 この改正規定は、令和8年6月1日から実施します。  
 （経過措置）

2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。  
 （メニュー5の10Gb/sの品目のプラン3-1の申込みに係る利用料金の割引）

3 当社は、メニュー5の10Gb/sの品目のプラン3-1に係るものについての申込みがあり、当社がその申込みを承諾し、I P通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー5の10Gb/sの品目のプラン3-1の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。

(1) 定義等

ア 「メニュー5の10Gb/sの品目のプラン3-1の申込みに係る利用料金の割引」とは、メニュー5の10Gb/sの品目のプラン3-1のもの（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）の申込みにより、本項のイに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金（料金表第1表第1類第1（臨時I P通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料のうち基本料に係る部分に限ります。以下この項において同じとします。）について、次表に規定する割引額（以下この項において「メニュー5の申込みに係る割引額」といいます。）を減額して適用することをいいます。

1 契約者回線ごとに月額

割引対象サービス	メニュー5の10Gb/sの品目のプラン3-1の申込みに係る割引額
10Gb/sの品目のプラン3-1に係るもの	700円（税込価格770円）

イ 割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日から、その日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、11か月後の料金月の末日までとします。

ただし、この割引対象期間内において、メニュー5に係るI P通信網契約にこの附則第3項以外の規定により別の利用料金の割引が適用される場合は、この割引対象期間からその別の利用料金の割引が適用される期間を除いた残余の期間にこのメニュー5の申込みに係る利用料金の割引を適用します。

ウ 割引対象期間には、I P通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。

エ I P通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。

オ この割引の適用を受けるI P通信網契約に係る契約者回線は、令和9年3月31日

新旧対照

旧	新
	<p>までに当社がその提供を開始したものに限り、</p> <p>(2) 承諾</p> <p>当社は、割引対象サービスに係る I P 通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあった I P 通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア 令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に申込みがあったもの</p> <p>イ 料金表第 1 表第 1 類第 1 の 1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</p> <p>ウ 過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの</p> <p>(3) 割引の適用</p> <p>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。</p> <p>イ アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、(1)の規定における利用料金の減額はその変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとし、</p> <p>ウ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</p> <p>エ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に 1 円未満の端数が生じた場合は、料金表通則 5 (端数処理) の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p> <p>(メニュー 5 の 10Gb/s の品目のプラン 6 の申込みに係る利用料金の割引)</p> <p>4 当社は、メニュー 5 の 10Gb/s の品目のプラン 6 に係るものについての申込みがあり、当社がその申込みを承諾し、 I P 通信網契約者から申出があったときは、次のとおり規定する「メニュー 5 の 10Gb/s の品目のプラン 6 の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。</p> <p>(1) 定義等</p> <p>ア 「メニュー 5 の 10Gb/s の品目のプラン 6 の申込みに係る利用料金の割引」とは、メニュー 5 の 10Gb/s の品目のプラン 6 のもの (以下この項において「割引対象サービス」といいます。) の申込みにより、本項のイに規定する期間 (以下この項において「割引対象期間」といいます。) におけるその割引対象サービスに係る利用料金 (料金表第 1 表第 1 類第 1 (臨時 I P 通信網契約以外の契約に関するもの) 2 (料金額) の 2-5 (メニュー 5 に関する利用料金) に規定する利用料のうち基本料に係る部分) に限り、以下この項において同じとします。) について、次表に規定する割引額 (以下この項において「メニュー 5 の申込みに係る割引額」といいます。) を減額して適用することをいいます。</p>

新旧対照

旧	新				
	<p style="text-align: right;">1 契約者回線ごとに月額</p> <table border="1" data-bbox="1182 261 2056 395"> <thead> <tr> <th data-bbox="1182 261 1606 328">割引対象サービス</th> <th data-bbox="1606 261 2056 328">メニュー5の10Gb/sの品目のプラン6の申込みに係る割引額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1182 328 1606 395">10Gb/sの品目のプラン6に係るもの</td> <td data-bbox="1606 328 2056 395">10,350円（税込価格11,385円）</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日から、その日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、2か月後の料金月の末日までとします。</p> <p>ただし、この割引対象期間内において、メニュー5に係るIP通信網契約にこの附則第4項以外の規定により別の利用料金の割引が適用される場合は、この割引対象期間からその別の利用料金の割引が適用される期間を除いた残余の期間にこのメニュー5の申込みに係る利用料金の割引を適用します。</p> <p>ウ 割引対象期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>エ IP通信網契約者は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日までに、アに規定する利用料金の割引に係る申出を行っていただきます。</p> <p>オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和9年6月30日までに当社がその提供を開始したものに限り、これを承諾します。</p> <p>(2) 承諾</p> <p>当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア 令和8年6月1日から令和8年12月31日までの間に申込みがあったもの</p> <p>イ 料金表第1表第1類第1の1(9)に規定する学校に限定した割引の適用を受けないもの</p> <p>ウ 過去においてこの利用料金の割引の適用を受けていないもの</p> <p>(3) 割引の適用</p> <p>ア 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</p> <p>イ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p> <p>5 当社は、限定された期間内に申し込まれたIP通信網契約に限り適用する割引であって当社が別に定めるものの適用を受けた者が、そのメニュー5に係るIP通信網契約の解除があった日から起算して1年未満の間に、この附則第3項及び第4項に規定する利用料金の割引に係る申出を行ったと当社が認める場合（その申込みに係る契約者回線の終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合とします。）は、この附則第3項及び第4項の規定を適用しません。</p>	割引対象サービス	メニュー5の10Gb/sの品目のプラン6の申込みに係る割引額	10Gb/sの品目のプラン6に係るもの	10,350円（税込価格11,385円）
割引対象サービス	メニュー5の10Gb/sの品目のプラン6の申込みに係る割引額				
10Gb/sの品目のプラン6に係るもの	10,350円（税込価格11,385円）				

新旧対照

旧	新
---	---

（加入電話等契約からの移行に伴うメニュー5の申込みに係る利用料金の割引）  
 6 当社は、メニュー5に係るIP通信網契約の申込者から申出があったときは、次のとおり規定する「加入電話等契約からの移行に伴うメニュー5の申込みに係る利用料金の割引」を適用します。

(1) 定義等

ア 「加入電話等契約からの移行に伴うメニュー5の申込みに係る利用料金の割引」とは、この(1)のイに規定する電気通信サービスを契約している者から、次表に規定する割引対象サービス（以下この項において「割引対象サービス」といいます。）の申込みにより、本項のウに規定する期間（以下この項において「割引対象期間」といいます。）におけるその割引対象サービスに係る利用料金について、料金表第1表第1類第1（臨時IP通信網契約以外の契約に関するもの）2（料金額）の2-5（メニュー5に関する利用料金）に規定する利用料（基本料に係る部分に限ります。以下この項において同じとします。）の額に代えて、次表に規定する額（以下この項において「割引後適用額」といいます。）を適用することをいいます。

1 契約者回線ごとに月額

割引対象サービス	割引後適用額 (基本料)
メニュー5-1の100Mb/s、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3-1に係るもの	0円
メニュー5-2の100Mb/s、200Mb/s又は1Gb/sのもの	0円
メニュー5-1の10Gb/sのプラン3-1に係るもの	900円 (税込価格 990円)
メニュー5-2の10Gb/sのもの	900円 (税込価格 990円)

イ この利用料金の割引の適用を申し出ることができる者は、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者とします。

(ア) 電話サービス契約約款における加入電話契約又は総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約若しくは第2種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者

(イ) 現に利用休止中の加入電話等契約に係る契約者（(ア)の請求をしていない者に限ります。）

(ウ) 特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する光回線電話契約者（令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に加入電話等契約を解除若しくは利用休止した者又は利用休止中だった者に限ります。）であって、その光回線電話契約の解除の通知を行った者

ウ 割引対象期間は、当社がその割引対象サービスの提供を開始する日から、その日を含む料金月の翌料金月の初日から起算して、2か月後の料金月の末日までと

新旧対照

旧	新
	<p>します。</p> <p>エ 割引対象期間には、IP通信網サービスの利用の一時中断又は利用停止があった期間を含むものとします。</p> <p>オ この割引の適用を受けるIP通信網契約に係る契約者回線は、令和9年3月31日までに当社がその提供を開始したものに限り、</p> <p>(2) 承諾</p> <p>当社は、割引対象サービスに係るIP通信網契約の申込みを行う者からこの利用料金の割引に係る申出があったときは、その申出のあったIP通信網契約が次の各号に該当するものである場合に限り、これを承諾します。</p> <p>ア 令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に申込みがあったものであって、同時に音声利用IP通信網サービス契約約款における第2種契約の申込みを行ったもの</p> <p>イ 過去において、この加入電話等契約からの移行に伴うメニュー5の申込みに係る利用料金の割引の適用を受けていないもの</p> <p>(3) 割引の適用</p> <p>ア 当社は、その契約者回線について、割引対象期間内に割引対象サービス以外の品目等への変更があった場合は、その変更があった日以降の期間についてはこの割引額の減額を適用しません。</p> <p>イ アの規定によりこの割引の適用を受けなくなった契約者回線について、割引対象サービスへの品目等の変更の申出があった場合は、割引対象期間内に限りこの割引額の減額の適用を受けることができます。この場合において、(1)の規定における利用料金の減額は、その変更があった日から適用するものとし、その契約者回線に係る割引対象期間については、その変更があった日以降の期間を含むものとします。</p> <p>ウ 当社は、この割引対象期間について、この附則第3項に規定するメニュー5の申込みに係る利用料金の割引が適用される割引対象期間と重なる期間については、この加入電話等契約からの移行に伴うメニュー5の申込みに係る利用料金の割引のみを適用します。</p> <p>エ 当社は、割引額は利用日数に応じて日割した額を適用します。</p> <p>オ 当社は、割引額の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、料金表通則5（端数処理）の規定にかかわらず、その端数を切り上げます。</p> <p>（メッシュWi-Fi機能付回線接続装置に係る機器利用料の割引）</p> <p>7 令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間にIP通信網契約者からメッシュWi-Fi機能付回線接続装置（ギガスマートWi-Fi）の利用の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和9年3月31日までに当社がその回線接続装置の提供を開始した場合は、その回線接続装置の提供を開始した日から起算して2か月間の機器利用料について、料金表第1表第1類第1の2-5-2（加算額）(5)に規定する額に代えて0円を適用します。</p> <p>8 当社は、この附則第7項に規定する機器利用料の割引の適用を受けたIP通信網契約について、令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間にメッシュWi-Fi機能付回線接続装置の廃止を行った者が、メッシュWi-Fi機能付回線接続装置の</p>

新旧対照

旧	新
	<p>利用の請求を行ったと当社が認める場合は、その機器利用料について、この附則第5項の規定を適用しません。</p> <p>(メニュー5の設置に係る工事費の割引)</p> <p>9 当社は、次のいずれかに該当するメニュー5-1又はメニュー5-2のⅡ-1型に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合(当社が別に定める場合を除きます。)は、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>ア 令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に、総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者から、その第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知と同時に行われる申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。)とその利用休止又は解除の通知があった総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約者又は第2種契約者が同一の者である場合に限ります。)であって、令和9年9月30日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。</p> <p>イ 令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に、音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種サービスの契約者から、その第1種契約の解除の通知と同時に行われる申込み(10Gb/sの品目に係るもの(プラン6に係るものを除きます。))であって、そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。)とその解除の通知があった音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種サービスの契約者が同一の者である場合に限ります。)があり、当社がその申込みを承諾した場合であって、令和9年3月31日までに当社がその契約者回線(その終端の場所がその解除に係る契約者回線の終端の場所と同一となる場合に限ります。)の設置の工事を行ったもの。</p> <p>ウ 令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に、当社が別に定める者から行われる申込み(そのIP通信網契約者(そのIP通信網契約が光コラボレーションモデルに係るものである場合はそのIP通信網契約者が指定する者としてします。)とその申出のあった当社が別に定める者が同一の者である場合に限ります。)であって、令和9年3月31日までに当社がその契約者回線の設置の工事を行ったもの。</p> <p>10 この附則第9項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引は、1の解除又は利用休止する電気通信サービスに係る契約に対して1のメニュー5に係るIP通信網契約について適用します。</p> <p>11 当社は、この附則第9項に規定するメニュー5の設置に係る工事費の割引の適用の申出があった場合には、当社が別に定める割引を適用しません。</p>

新旧対照

旧	新
	<p>12 この附則第9項の適用を受けたIP通信網契約について、次の場合には、料金表第2表第2の2-5に規定する額を一括して当社が定める期日までに支払っていただきます。</p> <p>ア 現に利用している総合デジタル通信サービス契約約款における第1種契約又は第2種契約の利用休止又は解除の通知を取消したとき。</p> <p>イ 現に利用している音声利用IP通信網サービス契約約款における第1種契約の解除の通知を取消したとき。</p> <p>(メニュー5の品目等の変更に係る工事費の割引)</p> <p>13 当社は、令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に、次のいずれかに該当する品目等の変更(契約者回線の移転を伴うものを除きます。)の請求があり、当社がその請求を承諾した場合であって、令和9年3月31日までにその変更の工事を行ったときは、基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>ア メニュー5-1又はメニュー5-2(契約者回線の態様による細目がグレード1-1のものに限ります。)に係るIP通信網契約における10Gb/sの品目以外のものから10Gb/sの品目のもの(プラン6に係るものを除きます。)への品目等の変更</p> <p>イ メニュー5-2に係るIP通信網契約における契約者回線の態様による細目がグレード1-2又はグレード2のものからグレード1-1のもの又はメニュー5-1のもの(プラン6に係るものを除きます。)への品目等の変更</p> <p>(加入電話等からの移行に伴うメニュー5の設置に係る工事費等の割引)</p> <p>14 当社は、令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に、この附則第6項に規定する加入電話等契約からの移行に伴うメニュー5の申込みに係る利用料金の割引が適用されるメニュー5に係るIP通信網契約の申込みがあり、当社がその申込みを承諾した場合は、そのIP通信網契約に係る契約料については料金表第1表第2類の2に規定する額に代えて、その契約者回線の設置に係る基本工事費(基本額の部分に限ります。)、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費(配線設備多重装置に係るものに限ります。)については料金表第2表第2の2-5に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合にもかかわらず、IP通信網契約の申込者からその場所における当社による工事の請求があったときの工事費の適用については、この限りではありません。</p> <p>(その他)</p> <p>15 この附則第9項、第13項及び第14項に定める場合において、IP通信網契約者から料金表第2表第1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額はIP通信網契約者に負担していただきます。</p>

音声利用 I P通信網サービス契約約款の一部改正

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和 8 年 5 月 22 日東経営第 000200000846 号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和 8 年 6 月 1 日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （加入電話等からの移行に伴う第 1 種契約及び第 2 種契約に係る工事費等の割引）</p> <p>3 当社は、令和 8 年 6 月 1 日から令和 8 年 9 月 30 日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から第 1 種契約若しくは第 2 種契約の申込み又は細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更の請求があり、当社がその申込みを承諾し、第 1 種契約者又は第 2 種契約者から申出があった場合であって、令和 9 年 3 月 31 日までに当社が音声利用 I P 通信網サービス又は付加機能を提供開始したときは、その第 1 種契約に係る契約料については料金表第 1 表第 3 類の 2 に規定する額に代えて、その第 1 種サービスの契約者回線の設置、第 2 種サービスの利用の開始、第 1 種サービス若しくは第 2 種サービスの細目の変更又は付加機能の利用の開始若しくは変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費（付加機能に係る交換機等工事費については移行前の電気通信サービスにおいて利用していた付加機能と同等の付加機能を利用する場合に限ります。）、回線終端装置工事費、機器工事費（配線設備多重装置に係るものに限ります。）及び変更前の電気通信番号と同一の契約者回線番号となる場合の工事費については料金表第 2 表第 1 の 1 (5)及び第 2 表第 1 の 2 - 1 に規定する額に代えて、それぞれ 0 円を適用します。 ただし、契約者回線の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合にもかかわらず、第 1 種契約又は第 2 種契約の申込者からその場所における当社による工事の請求があったときの工事費の適用については、この限りではありません。</p> <p>(1) 電話サービス契約約款における 1 の加入電話契約又は総合デジタル通信サービス契約約款における 1 の第 1 種契約若しくは第 2 種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者</p> <p>(2) 現に利用休止中の加入電話等契約に係る契約者</p> <p>(3) 特定地域向け音声利用 I P 通信網サービス契約約款に規定する光回線電話契約者（令和 7 年 10 月 1 日から令和 8 年 2 月 28 日までの間に加入電話等契約を解除若しくは利用休止した者又は利用休止中だった者に限ります。）であって、その光回線電話契約の解除の通知を行った者</p> <p>4 この附則第 3 項の規定を適用する回数については、1 の解除若しくは利用休止する電気通信サービス又は 1 の利用休止中の電気通信サービスに係る契約に対して 1 の第 1 種契約又は第 2 種契約について 1 とします。</p>

新旧対照

旧	新
	<p>(第1種契約の品目等の変更に係る工事費の割引)</p> <p>5 当社は、令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に、第1種契約について、契約者回線の態様による細目がグレード2のものからグレード2以外のものへの品目等の変更の請求があり、令和9年3月31日までにその変更の工事（契約者回線の移転の工事を伴わないものに限ります。）を行ったときは、その品目等の変更に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費及び回線終端装置工事費について、料金表第2表第1の2-1に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。</p> <p>(第2種契約における利用回線の品目等の変更に係る工事費の割引)</p> <p>6 当社は、令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に、第2種サービスにおける利用回線（IP通信網サービス契約約款に規定するメニュー5-2のものに限ります。）について、契約者回線の態様による細目がグレード1-2又はグレード2のものからグレード1-1のもの又はメニュー5-1のもの（プラン6に係るものを除きます。）への品目等の変更の請求があり、令和9年3月31日までにその移転又は品目等の変更の工事を行ったときは、その工事に伴う第2種契約に係る交換機等工事費（付加機能に係るものを除きます。）について、料金表第2表第2の2-1に規定する額に代えて、0円を適用します。この場合において、第2種サービスに係る基本機能又は上限チャンネル数の態様による区別の変更を伴うときは、メニュー1-1のものからメニュー1-2のものへの品目等の変更に限り、この工事費の割引を適用します。</p> <p>(その他)</p> <p>7 この附則第3項、第5項及び第6項に定める場合において、第1種契約者又は第2種契約者から料金表第2表第1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は第1種契約者又は第2種契約者に負担していただきます。</p>

端末設備貸出サービスに係る利用規約の一部改正

新旧対照

旧	新
	<p>附 則（令和8年5月22日東経営第000200000846号） （実施期日）</p> <p>1 この改正規定は、令和8年6月1日から実施します。 （経過措置）</p> <p>2 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。 （加入電話等からの移行に伴う第1種契約及び第2種契約に係る工事費等の割引）</p> <p>3 当社は、令和8年6月1日から令和8年9月30日までの間に、次の各号のいずれかに該当する電気通信サービスに係る契約者から1の第1種契約若しくは第2種契約の申込み又は細目の変更、付加機能の利用の開始若しくは変更の請求があり、当社がその申込みを承諾し、第1種契約者又は第2種契約者から申出があった場合であって、令和9年3月31日までに当社がその音声利用IP通信網サービス又は付加機能を提供開始したときは、端末設備の設置及び変更に関する基本工事費（基本額の部分に限ります。）及び機器工事費（第2種サービスのメニュー2及びメニュー3に係るもの（料金表第1表の2-2(4)に規定するものを除きます）に限ります。）について、料金表第2表の2に規定する額に代えて、それぞれ0円を適用します。 ただし、端末設備の設置場所において当社による工事を行う必要がないと当社が判断した場合にもかかわらず、第1種契約者又は第2種契約の申込者からその場所における当社による工事の請求があったときは、この限りではありません。</p> <p>(1) 電話サービス契約約款における1の加入電話等契約又は総合デジタル通信サービス契約約款における1の第1種契約若しくは第2種契約（以下この附則において「加入電話等契約」といいます。）に係る契約者であって、その加入電話等契約の解除の通知又は利用休止の請求を行った者</p> <p>(2) 現に利用休止中の加入電話等契約に係る契約者</p> <p>(3) 特定地域向け音声利用IP通信網サービス契約約款に規定する光回線電話契約者（令和7年10月1日から令和8年2月28日までの間に加入電話等契約を解除若しくは利用休止した者又は利用休止中だった者に限ります。）であって、その光回線電話契約の解除の通知を行った者 （その他）</p> <p>4 この附則第3項の規定を適用する回数については、1の解除若しくは利用休止する電気通信サービス又は1の利用休止中の電気通信サービスに係る契約に対して1の第1種契約又は第2種契約について1とします。</p> <p>5 この附則第3項に定める場合において、第1種契約者及び第2種契約者から料金表第2表1(6)に定める割増工事費が適用される工事の請求があったときは、その割増工事費として加算して適用される額は第1種契約者又は第2種契約者に負担していただきます。</p>